

(11) 褒賞規程

(総則)

第1条 公益財団法人日本卓球協会（以下本会という）定款第4条第12号の規程に基き、褒賞に関してはこれを規定する。

(対象)

第2条 褒賞は本会の内外を問わず、本会の発展並びに卓球界のために貢献、功績、功労のあった個人および団体を対象とする。

(種類)

第3条 褒賞は次の二種類とする。

- 1) 表彰状
- 2) 感謝状

(表彰状授与の選定基準)

第4条 本会の会員等で、次の各号の一つに該当するときは、表彰状を授与しこれを表彰することができる。

- 1) 多年にわたり本会の役員として、その職務に精励し、本会の発展に功労のあったもの。
- 2) 本会加盟団体および加盟団体支部の役員として、多年にわたりその職務に精励し、加盟団体の発展に功労のあったもの。
- 3) 多年にわたり本会加盟団体等を賛助し、その功績が顕著なもの。
- 4) 本会を代表してオリンピック、世界選手権大会、アジア競技大会、アジア選手権大会にて、優秀な成績を残したもの。
- 5) 本会理事会において、特に表彰に値すると認められたもの。

(感謝状贈呈の選定基準)

第5条 本会および本会加盟団体の協賛者で、次の各号の一つに該当するときは、感謝状を贈ることができる。

- 1) 多年にわたり本会および本会加盟団体の事業を協賛し、事業の発展並びに卓球界に多大の貢献があったもの。
- 2) 本会の事業を通じ、特別の貢献があり、次の各項に該当するもの。
 - ① 多額の寄付を寄せられた団体および個人。
 - ② 本会が主催（主管）する各種全国大会等において、開催地元として特別の貢献があった団体および個人。
 - ③ 競技力向上のための強化合宿、合同練習等で積極的な支援、協力を寄せられた団体および個人。
 - ④ 外国遠征先等において、協力、援助を寄せられた団体および個人。
 - ⑤ 地域（各ブロック）指導に貢献した個人あるいは団体。

(副賞または記念品)

第6条 表彰等を行うにあたって、副賞または記念品を贈ることができる。副賞および記念品については理事会において決定する。

(申請)

第7条 加盟団体長は、本規程第4条および第5条に該当すると認めるときは、別に定める様式により推薦理由を付して申請することができる。

(選考審査および決定)

第8条 被褒賞者及び副賞、記念品については、本会総務担当理事において審査選考し、理事会の承認を得て決定する。ただし、第5条2)については、次の方法によって決定することができる。

- 1) ①については、本条の規定による。
- 2) ②については、当該委員会の提案によって予め運営会議の承認を得るか、または大会会長以下の本会派遣役員の合意によって決定する。
- 3) ③、④、⑤については、当該責任者からの具申により担当理事（担当理事の承認を経て当該委員長）が決定する。

(時期)

第9条 表彰および感謝状の贈呈は、必要に応じ随時本会会長名によってこれを行うものとする。ただし加盟団体長に委嘱し、加盟団体毎に表彰式を行うことができる。

(回数)

第10条 被褒賞は特別な場合を除き、原則として1回とする。

附 則 この規程の改廃は理事会においてこれを決定する。

2 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。